

科学技術館 サイエンスホール
利用規定

公益財団法人 日本科学技術振興財団

● はじめに

当ホールは、科学技術館の業務に支障がない範囲で、文化、学術、教育、社会福祉の向上に寄与する催しに限って一般にお貸しいたします。ホールの利用を希望する方は、以下の手続きに従ってお申し込み下さい。

サイエンスホールの利用にあたっては、利用者はこの趣旨をご理解の上、次の規定を遵守するものとする。

1、お申し込みに際しての注意事項

- (1) 規定時間の延長は、原則としてできません。但し、特別に延長を認めるときは規定の延長料金をいただきます。
- (2) キャンセル料について本予約後は使用料の 50%を、開催 3ヶ月前からは全額をいただきます。
- (3) ホールの使用权を無断で転貸又は譲渡することはできません。
- (4) 火器を使用する場合は麴町消防署への届け出が必要となります。

2、ご使用に際しての注意事項

- (1) 使用時間には、準備、後片付けに要する時間も含まれています。
- (2) 客席内での喫煙は固くお断りします。
- (3) 火災その他、不測の事故における緊急避難などの措置については、ご使用者において、ご留意下さい。
- (4) ホールにある設備を使用せず、他の類似品を外部からお持ち込みになることはご遠慮下さい。
- (5) ホール内に特別な器材等の搬入については、予め、ホール係員までお申し出下さい。
- (6) ホールの施設・器具を破損し、又は紛失された場合には、その損害を弁償していただきます。
- (7) 入場者の受付、人員整理、身の回りの保管整理等は使用者の責任において実施して下さい。
- (8) ポスター類の掲示は指定の場所以外はご遠慮下さい。
- (9) ホール内外で当館係員の承諾なくして掲示、チラシ配布、物品の販売又は寄付などの行為はできません。
- (10) 使用後は原状に復して、その旨ご連絡下さい。係員が点検にまいります。
- (11) 不用材(ゴミ類)の処理は、主催者側で処分をお願い致します。尚、処分不可能の場合は実費負担となります。
- (12) 駐車場を利用の場合は、事前に「駐車場使用申込書・駐車場使用承諾書」にご記入の上、公園駐車場管理事務所に提出して下さい。

3、使用承諾後であっても、下記に該当する場合は使用をお断りすることがあります

- (1) 公安に違反するもの。
- (2) 風紀を乱す恐れのあるもの。
- (3) マルチ商法(連鎖販売取引)などを目的とした内容。
- (4) ホールの使用权を無断で転貸又は譲渡したとき。
- (5) 使用料を期限内に納めないとき。
- (6) その他、当館の指示を守らないときや管理上支障があると認めた場合。

4、火気制限並びに危害予防

- (1) サイエンスホールは都火災予防条例の規定により、喫煙裸火使用、危険物品の持ち込みは固くお断りいたします。但し、止むを得ない理由により、裸火又はスモークマシン等を使用する場合は、「禁止行為の解除承認申請書」を麴町消防署に提出し、承認を受けて下さい。(この場合は科学技術館統括防火管理者の承認を受けてから提出すること)
- (2) 使用者は、館防火管理規則及び使用規定を遵守し、会場管理について責任を負うものとする。
- (3) 火災等の非常時備えて通報係1名、避難誘導係2名、消火係2名を定め、初期消防活動を行うものとする。
- (4) 使用中、大規模な地震等に係る「警戒宣言」等が発令された場合は、その時点で使用を中止していただきます。

5、免責及び損害賠償

- (1) 天災地変、火災、盗難による使用者の損害については、館は賠償の責任を負わない。但し、館の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。
- (2) 使用者又は使用関係者が、館の建造物・設備・備品等に損害を及ぼした場合は、使用者は館に対してその損害を賠償するものとする。

6、その他

- (1) この規定に定めていない事項は、館係員の指示に従うものとする。

公益財団法人 日本科学技術振興財団
施設運営部

TEL 03-3212-3939

FAX 03-3212-8788

<http://www3.jsf.or.jp/event/>